

【別紙様式 3-2 提出意見とそれに対する栃木県の考え方】

「栃木県立夜間中学設置基本計画（案）」に対する意見募集を行った結果、16名の方から計106件の御意見を頂きました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。なお、類似の意見については、内容ごとにまとめさせていただきました。

項 目	意 見 の 内 容 ※（ ）数字は類似意見の数	意見に対する考え方
ニーズ調査について	令和元（2019）年度ニーズ調査の回答数が少なく、周知が足りないのではないか。	令和元（2019）年度調査は、県・市町の公共施設、高齢者や就学者支援機関、外国人支援機関、民間商業店舗等に調査用紙を配布したほか、研修会や集会の場において直接配布・回収を行いました。回答数に関する御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
	令和元（2019）年度ニーズ調査回答者の居住地が、宇都宮市、栃木市、小山市、真岡市、鹿沼市しかないのは、ずさんである。	令和元（2019）年度ニーズ調査結果の回答者居住地については、上位5市町のみを記載しており、県内全市町に居住する方から回答を得ております。
	令和元（2019）年度ニーズ調査の回答者数であれば、ニーズは人口の多い宇都宮市にあるはずである。	令和元（2019）年度ニーズ調査、令和6（2024）年度ニーズ調査双方において、宇都宮市に居住する方からも多くの回答を得ており、様々なニーズがあると考えております。御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
	令和6（2024）年度ニーズ調査において、県南にニーズが多くあるとされているが、人口の多い宇都宮市にニーズがあるのではないか。	
	令和6（2024）年度ニーズ調査では、令和元年度よりも回答数が少ないのはなぜか。	令和元（2019）年度と令和6（2024）年度では、調査対象者が異なる結果であると考えています。令和元年度は学びを求める当事者以外の支援者や一般県民も対象としたのに対し、令和6年度は当事者のみを対象としております。
	令和6（2024）年度ニーズ調査において、人口比で見た際に県北地域からの回答が少なく、周知が足りなかったのではないか。	令和6（2024）年度ニーズ調査では、市町のほか、自主夜間中学や地域の日本語教室などの民間団体等と連携して県内全域に広く周知を行ったほか、アンケート用紙だけでな

項 目	意 見 の 内 容 ※ () 数字は類似意見の数	意見に対する考え方
		く、インターネットでの回答も可能としました。人口比で見た際に県北地域の回答数が少ないという御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
	自由記述欄のニーズに応えられる学校としてほしい。	様々な事情から学齢期（満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間）に十分な学びを得られなかった方の学びの機会を確保し、社会参加につなげていくことは重要であると考えます。このため、栃木県では、それぞれに最適な学びの場を提供できるように、県立夜間中学を設置するとともに、様々な学びの場の充実・連携を図り、学齢期を過ぎて学び直しを求める方への幅広い支援に取り組んで参ります。
	ニーズ調査の結果を受けて、栃木県立夜間中学がどのような生徒を受け入れ、どのような理念の下で学習内容と方法を展開していくかを策定し、自主夜間中学を含む「多様な学び」の場とどう連携していくかを検討する必要があると思う。	
設置理念について	生徒の社会的自立を目指した支援を設置理念に掲げることはよい。	様々な事情から学齢期に十分な学びを得られなかった方の学びの機会を確保し、社会参加につなげていくことは重要であると考えます。このため、栃木県では、それぞれに最適な学びの場を提供できるように、県立夜間中学を設置するとともに、様々な学びの場の充実・連携を図り、学齢期を過ぎて学び直しを求める方への幅広い支援に取り組んで参ります。
	県立夜間中学の設置理念を広く普及させてほしい。(2)	
	市民にどのような声が出て、「ヒト・モト・カネ」に制限があるなか、県としてどのように答えていくのかを是非しっかり開示してほしい。	
	基本理念は素晴らしいが、具体的な教育方針がわからない。	教育課程などの具体的な内容については、生徒の実態等を考慮し、今後検討して参ります。なお、学校の案内を行う際などには、わかりやすい説明に努めて参ります。
	設置理念の趣旨・内容をより具体的に述べれば、公立と自主を問わず「夜間中学」では学びの意義と楽しさが大切であると考え。社会性を育むためにも集団学習が基本となると想定される栃木県立夜間中学の先生方にも、個別指導を適切に取り入れる工夫をしてほしい。	
	設置理念の「学び直し」という表	県立夜間中学は義務教育を受

項 目	意 見 の 内 容 ※ () 数字は類似意見の数	意見に対する考え方
	現は、外国籍の場合など、該当しない場合も考えられるため、「学び」のほうが包括的で適切ではないか。	ける年齢を過ぎた方が、義務教育段階の学びを受ける場であることから、「学び直し」という表現としました。
開校時期	開校時期を令和7（2025）年4月としてほしい。	県立夜間中学の設置に向けては、設置場所である学悠館高校内の受け入れ環境の整備や、教育課程の編成など、準備に時間が必要なことから、開校時期は令和8（2026）年4月としています。
設置場所について	通学が困難な者への支援体制を検討するとよい。 交通の利便性が高い学悠館高校への設置は、入学者確保への期待が高まるので賛成する。	県立夜間中学の設置場所は、交通の利便性、既存施設の有効活用等の観点を踏まえ、栃木市の学悠館高校内としましたが、遠隔地や広範囲への対応についても、国の動向も注視しながら、オンラインの活用等を研究して参ります。
設置形態について	より多くの教職員を配置できる単独校としての設置は英断だと考える。単独校のメリットが十分に生かせることを願っている。	特色ある学校運営を可能とするため、既存県立中学校の分校や夜間学級ではなく、単独校として設置することとしました。
学校規模について	習熟度別のクラス編成ができなくなるので、1学級の人数を35人と明示しないほうが良いのではないかと。 県は希望する全ての方に義務教育を提供すべきであり、定員を設けることや入学者の選抜を行うことはありえない。 授業に当たっては、「1学級35人」に拘らず、必要に応じて少人数授業を行ってほしい。 多様性に富む夜間中学において、1学年1学級は困難ではないか。 1学年1学級ではなく、2学級とする余地を残しておいてもよいの	学校規模については、学悠館高校の収容能力や、令和6（2024）年度ニーズ調査の結果を踏まえ、1学級35人としました。 生徒の学びのニーズへの対応については、実態等を考慮しながら、教育課程編成の中で、学級の枠にとらわれない習熟度別コースの設定等を検討して参ります。 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

項 目	意 見 の 内 容 ※ () 数字は類似意見の数	意見に対する考え方
	ではないか。(2)	
	あらゆる年齢の人が集まる可能性があることから、1学年3学級は必要ではないか。	
対象生徒について	様々な事情で毎日の通学が困難な生徒への配慮があるとよい。(2)	対象生徒は必ずしも毎日通学が可能である方に限定しておりませんが、入学に当たっては事前面談等を実施し、本人の希望を丁寧に確認して参ります。
	生徒が毎日通学することは大変なので、柔軟な対応を心がけてほしい。	なお、国では、対面授業を原則としつつ、やむを得ず登校できない場合は、欠席者に対する学習支援の一つとして、オンラインの活用を認めています。
	「通学が可能」と限定せず、オンライン授業の導入や通信制の余地を残してほしい。	夜間中学においても、対面で行うことを原則とし、生徒の体調や仕事の都合等によりやむを得ず登校できない場合においては、同様にオンラインの活用についても検討していく必要があると考えています。
	教科の内容や授業時間を柔軟に運用するとともに、生徒の不安を解消するための個別相談を早期に実施してほしい。	県外の生徒を受け入れる場合は、経費負担面等についての検討が必要と考えております。また、学齢期の生徒については、各市町において教育支援センター等の充実が図られていることから、対象としていません。対象生徒に関する御意見として、今後の施策の参考とさせていただきます。
	県内の在勤者でなくても隣接県からの入学希望者の受け入れを考慮してほしい。将来的には、不登校特例校として学齢期の入学希望者の受け入れも検討してほしい。	設置理念は「学びを求める人が、誰でも、いつからでも最適な学び直しができる学校づくり」であることから、このような記載としました。
	対象生徒を「国籍不問」としているのは入学希望者の不安払拭につながるのよい。	学齢を過ぎた方であれば、年齢の上限はありません。
	対象生徒に年齢制限はないのか。	

項 目	意 見 の 内 容 ※ () 数字は類似意見の数	意見に対する考え方
修業年限・入学時期について	修業年限を「3年」と明記しないほうがよいのではないか。	修業年限については、「原則3年」としておりますが、進級・卒業については、生徒本人の意思と学習の修得状況を踏まえ、校長の判断により当該学年に留め置いて学習を継続することができることを明記し、上限は設けておりません。 また、入学時期も、あくまで「原則」であり、入学希望者の学習履歴や希望等に応じて、校長の判断により年間を通じた入学が可能であることを明記しております。対象者や関係者に誤解を与えないよう、今後開催予定の説明会等の機会を通して、丁寧な説明に努めて参ります。
	生徒の実情に応じて、入学時期と修業年限が柔軟になっていることはよい。	
	運用上、9年くらいまで在籍できるようにしてほしい。	
	入学時期や修業年限に柔軟性を持たせていることはよい。	
	最長6年までの在籍を認めることを提案する。	
	在籍可能な期間を明確にすべきである。(2)	
	入学・卒業のタイミングを固定せず、柔軟に対応してほしい。	
教材費等の実費負担について	教材費の実費負担の軽減がはかれるとよい。(2)	就学援助等の支援制度については、様々な学びを求める方も含めた適切な支援の在り方を、市町教育委員会と連携しながら検討して参ります。生徒の経済的負担の軽減に関する御意見として、今後の施策の参考とさせていただきます。
	本人負担となる教材費等について、支援金を創設してほしい。	
	給食が提供される場合には、給食費を援助してほしい。	
	遠方から通学する生徒に交通費を支援してほしい。(2)	
	学校行事に要する費用を支援してほしい。	
	就学援助を実施してほしい。(2)	

項 目	意 見 の 内 容 ※ () 数字は類似意見の数	意見に対する考え方	
	筆記用具以外の教材費は無償としてほしい。		
教育課程について	生徒の基本的能力に配慮したカリキュラムが求められている。	県立夜間中学の教育課程は、生徒の実態等を考慮して編成します。 御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。	
学習者の世代間、文化的背景間の断絶ができていく教育環境を、カリキュラムや学校行事等によって整備してほしい。	習熟度別や個別指導や少人数指導の導入など、柔軟に対応してほしい。		
多様な生徒に対して柔軟な指導を行うことを計画に明記すべき。	現場にいる生徒と先生の必要性に応じて、授業形式や内容を変化できるようにしてほしい。		
社会性を育むためにも集団学習が基本となると想定される栃木県立夜間中学の先生方にも、個別指導を適切に取り入れる工夫をしてほしい。			
教職員について	教職員の体制は計画に記載しないのか。		栃木県立夜間中学は、学校教育法第1条に基づく教育施設（中学校）であることから、義務教育標準法に規定された基礎定数に基づき教職員を配置する予定です。基礎定数を超える教職員の配置については、入学を希望する生徒の実態を踏まえて検討して参ります。 また、専門家や外部人材の配置についても今後検討して参ります。
教職員の負担軽減や生徒の個別支援のため、学習ボランティアの導入を検討されるとよい。	SC、SSW、キャリアアドバイザーなどの専門家の配置による教育相談体制の充実を図ってほしい。		
スクールカウンセラーの配置は必須である。(2)			

項 目	意 見 の 内 容 ※ () 数字は類似意見の数	意見に対する考え方
	<p>交通費等を負担した上で、自主夜間中学で指導経験のある方を県立夜間中学のボランティアとして活用してほしい。(2)</p>	
	<p>外国にルーツのある生徒のため、通訳、翻訳だけでない教育の視点を持った教職員が必要と考える。</p>	
	<p>夜間中学に関心のある教職員を、異動希望によって募ってほしい。(2)</p>	
	<p>教職員は、年齢や性別のバランスを考慮してほしい。</p>	
	<p>スクールカウンセラーを公募して選定してはどうか。</p>	
日課について	<p>登下校の時間を柔軟に決めてほしい。</p>	<p>県立夜間中学の対象生徒には、日中に仕事をしている方も想定されることから、日課については生徒の実態を踏まえるとともに、設置場所である学悠館高校と相談しながら検討して参ります。日課の柔軟性に関する御意見として、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
	<p>授業の時間帯を柔軟に検討してほしい。</p>	
給食について	<p>給食の実施を検討すべき。</p>	<p>給食の有無については、設置場所である学悠館高校とも相談しながら、日課や教育課程と併せて検討して参ります。こども食堂の活用等の御意見についても、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
	<p>地域で活動実績のある子ども食堂の運営団体に調理場を提供し、安価で給食を提供してもらい、もしくは、購買方式での提供の可能性はあるか。</p>	
	<p>給食を実施してほしい。(3)</p>	
学悠館高校との連携	<p>学悠館高校と連携し、進学への視野が広がるようにしてほしい。</p>	<p>学悠館高校は、フレックス・ハイスクールであり、多様な生徒が集まることが想定される県立夜間中学との親和性を有すると考えています。学悠館高校との連携に関する</p>
	<p>社会的自立に向けた切れ目ない支援体制を実施するにあたり、県立</p>	

項 目	意 見 の 内 容 ※（ ）数字は類似意見の数	意見に対する考え方
	学悠館高校の校舎内に設置される メリットは大きい。	意見として、今後の施策の参 考とさせていただきます。
高校入試について	夜間中学からも進学の可能性があ る、公立高校の入試において、漢 字にルビを振る以上の柔軟な対応 を希望する。	夜間中学卒業後の進路とし て、高等学校への進学も有力 な選択肢であると考えます。 御意見については、県立高校 入試を所管する担当課へ情報 提供させていただきますとと ともに、今後の施策の参考とさ せていただきます。
関係団体との連携に ついて	自主夜間中学との連携について計 画に記載してはどうか。（3）	学びを求める方のニーズは多 岐に渡ることから、県立夜間 中学と多様な学びの資源が連 携することは重要と考えま す。 関係団体との交流、連携に関 する御意見として、今後の施 策の参考とさせていただきます。
	県立夜間中学と、教育・福祉・労 働・国際交流や学習支援団体との 連絡調整を行う協議会設置の必要 性を感じる。	
	県立夜間中学は、自主夜間中学や フリースクール、市町レベルの取 り組みなどと緊密に連絡や連携を とるべきである。	
	自主夜間中学関係者と議論を深め てほしい。（3）	
	県立夜間中学の校舎内に自主夜間 中学の教室を用意し、自主夜間中 学の授業に出た場合は出席扱いと することはできないか。	
	様々な学びに関する支援団体と連 携・協力関係を結び、ともによい 学び場を作ることができる体制を つくってほしい。	
	公立夜間中と自主夜間中学の連携 栃木県には有志によってすでに宇 都宮市、小山市に自主夜間中学が ある。また今月栃木市でも開校す る。これを踏まえ、公立夜間中と 自主夜間中の交流や情報共有など の連携を図るような関係が一番望 ましいと考える。	

項 目	意 見 の 内 容 ※ () 数字は類似意見の数	意見に対する考え方
あるべき姿	<p>公立夜間中学は、学習の場であることに加え、居場所と交流の場でもあることを認識することが大切である。</p> <p>予定されている栃木県立夜間中学のあるべき姿として、以下の点が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県／地域の特色（学習者と学習内容の多様性に合う学校づくり）。 ・学習者／当事者を第一に考える。 ・学習者への姿勢は、学習者に寄り添い、尊重・尊敬の念をもつことが大切である。 ・学習者と応援者の関係は、固定的ではなく、互いに学ぶことをモットーとする。 ・応援者も学び続けることが大切である。 ・栃木駅に近い県立学悠館高校内設置のメリットを活かす（中高の交流、高校進学など）。連動して進路を大局的に捉えることも重要である（大学進学や就職なども視野に入れて）。 ・全県を見据えた運営：オンライン授業の試行・実施、自主夜間中学等との交流など。 	<p>令和8（2026）年4月に開校する県立夜間中学が学びを求める方の期待に応える学校となるよう開校に向けた準備に取り組んで参ります。</p> <p>夜間中学のあるべき姿に関する御意見として、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
今後の取組	<p>入学希望者説明会では、個別相談の時間を設けてほしい。</p> <p>開校後は、入学希望者への学校見学、授業見学の機会を随時設けてほしい。</p> <p>他県の先進校の取組を生かすための研修、交流、視察等を実施してほしい。</p> <p>市町立、県立にかかわらず、2校目、3校目の公立夜間中学を設置してほしい。（4）</p>	<p>入学希望者説明会及び開校後の取組に関する御意見として、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>設置準備に当たり、他県等における先進的な取組を研究することは重要であると考えます。御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>まずは、令和8（2026）年4月に開校する県立夜間中学が学びを求める方の期待に応える学校となるよう開校に向けた準備に取り組み、開校後の</p>

項 目	意 見 の 内 容 ※ () 数字は類似意見の数	意見に対する考え方
	設置準備過程や開校後において継続的に市民の意見や声を聞く機会を積極的につくっていただきたい。(2)	<p>ことは、学校の運営状況を見極めて検討して参ります。なお、遠隔地や広範囲への対応については、オンラインの活用等も研究して参ります。</p> <p>栃木県立夜間中学の設置に向けて必要な事項に関して、外国人支援関係者や不登校支援関係者など、専門的知識、見識を有する方から意見を伺う「栃木県立夜間中学設置準備に関する意見交換会」を設置しております。意見の取り入れ方に関する御意見として、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
計画書の記載について	基本計画とはいえ、紋切り型ではなく、計画を読む者にとってもう少し親切かつ分かりやすく書いてはどうか。	本計画は学校のグランドデザインを描くものですが、今後は、学校の案内を行う際などには、わかりやすい説明に努めて参ります。
	把握している正確な現状やニーズを計画に活かすとともに、「学びの最後のセーフティーネット」として、受け入れの柔軟性をお願いしたい。	様々な事情から学齢期に十分な学びを得られなかった方の学びの機会を確保し、社会参加につなげていくことは重要であると考えます。このため、栃木県では、それぞれに最適な学びの場を提供できるよう、県立夜間中学を設置するとともに、様々な学びの場の充実・連携を図り、学齢期を過ぎて学び直しを求める方への幅広い支援に取り組んで参ります。
	教育機会確保法の趣旨が正確に伝わるように、巻末資料4では法律の条文の全文を掲載すべき。	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」は、夜間中学設置の根拠となる法律であり、その趣旨を正確に伝えることは重要であると考えます。御意見を踏まえ、「資料4」教育機会確保法第3条の基本理念については、全文を記載する形に修正しました。